

鳥取県立美術館整備運営事業  
入札説明書に関する質問回答 別紙 学芸業務における保険の整理

質問 No. 185、301、302、304、309、764、765、766、767、768、769、771、772 関連

1. 美術品(鳥取県立美術館の収蔵品及び外部から借用する作品資料等)の展示・輸送に係る保険について、県立博物館での実績を踏まえ次の業務を想定し、サービス対価を算定しています。

業務		備考
IV 開館準備業務		
(2) 事務所及び収蔵品等の移転作業	②美術品の移転 a 美術作品	学芸員を同乗させること。
	②美術品の移転 b 美術資料	学芸員を同乗させること。
VI 運営業務		
(1) 学芸業務 (収蔵)	①収集 a 収集作品資料等の輸送等	学芸員を同乗させること。 付保は通常「寄贈」の場合を想定し、画商等からの「購入」の場合は画商等が作品を輸送するため付保の想定はしていない。
	②保存管理 a 資料撮影・デジタル化	撮影する作品等が館内にあり、館内で撮影する場合は付保の想定はしていない。
	②保存管理 b ア保存処置・修復	付保は作品資料等を保存・修復処置を施す工房まで運ぶ場合を想定し、その工房に作品資料等が保管されている間の付保は想定していない。
	②保存管理 b イ額装	額装する作品等が館内にあり、館内で額装作業をする場合は付保の想定はしていない。通常、額装作業のため作品等を館外に運ぶことはない。
(2) 学芸業務 (展示)	①常設展示 g 集荷返却 (輸送)	借用作品資料を対象に展示輸送一括オールリスク保険に加入すること。 学芸員を同乗させること。 展示に向けた調査研究のため、事前に外部から作品資料等を借用する場合の輸送も含む。 当館所蔵品の館内移動に付保は想定していない。
	①常設展示 h 展示・撤収作業	借用作品資料を対象に展示輸送一括オールリスク保険に加入すること。 当館所蔵品の展示作業等に付保は想定していない。

	①常設展示 J 展示替	借用作品資料を対象に展示輸送一括オールリスク保険に加入すること。
	②企画展示 m集荷返却（輸送）	借用作品資料を対象に展示輸送一括オールリスク保険に加入すること。 学芸員を同乗させること。 展示に向けた調査研究のため、事前に外部から作品資料等を借用する場合の輸送も含む。 当館所蔵品の館内移動に付保は想定していない。
	②企画展示 n 展示・撤収作業	借用作品資料を対象に展示輸送一括オールリスク保険に加入すること。 当館所蔵品の展示作業等に付保は想定していない。
	②企画展示 q 展示替	借用作品資料を対象に展示輸送一括オールリスク保険に加入すること。
(3) 学芸業務（館内外での教育普及）	①館内外での普及事業 a エ移動美術館等	学芸員を同乗させること。 当館所蔵品を対象に展示輸送一括オールリスク保険に加入すること。

2. 館内外での普及事業の参加者を対象とする保険についても、県立博物館での実績を踏まえ、サービス対価を算定しています。

業務		備考
VI 運営業務		
(2) 学芸業務(展示)	①常設展示 I.関連イベント	館外で行う事業、館内において工具等使用の事業において、参加者を対象とした傷害保険に加入すること。
	②企画展示 u. 関連イベント	
(3) 学芸業務（館内外での教育普及）	①館内外での普及事業 a 一般プログラム（常設展・企画展の関連イベントは除く）	

あわせて、業務要求水準書「Ⅱ. 4. (10)」及び事業契約書（案）「別紙5 事業者が付保する保険等」を以下のとおり訂正します。

● 業務要求水準書

頁数	箇所	訂正前	訂正後
----	----	-----	-----

16	II. 4. (10) 保険	<p>① 建設業務等に係る保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、本施設の建設に伴う法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害を担保する保険を付保すること。</li> <li>・事業者は、本施設の建設の欠陥に起因して派生した第三者（県職員、来館者、通行者、近隣住民含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する保険を付保すること。</li> </ul> <p>② 維持管理・運営業務等に係る保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、本施設の使用、管理及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害を担保する保険を付保すること。</li> <li>・事業者は、本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（県職員、来館者、通行者、近隣住民含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する保険を付保すること。</li> </ul> <p>③ 上記保険以外の保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記各保険以外に、事業者の提案において付保することとされた保険については、提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ県と協議すること。なお、事業者が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに県に提示すること。</li> </ul>	<p>① 建設業務等に係る保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者又は建設企業は、本施設の建設に伴う法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害を担保する保険を付保すること。</li> <li>・事業者又は建設企業は、本施設の建設の欠陥に起因して派生した第三者（県職員、来館者、通行者、近隣住民含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する保険を付保すること。</li> </ul> <p>② 維持管理・運営業務等に係る保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者又は維持管理・運営企業は、本施設の使用、管理及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害を担保する保険を付保すること。</li> <li>・事業者又は維持管理・運営企業は、本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（県職員、来館者、通行者、近隣住民含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する保険を付保すること。</li> </ul> <p>③ 上記保険以外の保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記各保険以外に、事業者は、以下に定める保険を付保すること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・収蔵美術品に係る保険</li> <li>・借用作品資料に係る保険</li> <li>・館内外での普及事業の参加者を対象とする傷害保険</li> </ul> </li> <li>・その他、事業者の提案において付保することとされた保険については、提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ県と協議すること。なお、事業者が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに県に提示すること。</li> </ul>
----	-------------------	---	--

事業契約書（案）別紙5 事業者が付保する保険等

頁数	箇所	訂正前	訂正後
60	2.	<p>2. 維持管理及び運営業務等に係る保険</p> <p><u>事業者又は開館準備企業、維持管理企業、運営企業</u>は、維持管理及び運営業務等に係る保険として、第三者賠償責任保険を付保する。</p>	<p>2. 維持管理及び運営業務等に係る保険</p> <p><u>事業者又は維持管理企業、運営企業</u>は、維持管理及び運営業務等に係る保険として、第三者賠償責任保険を付保する。</p> <p><u>また、事業者又は維持管理企業、運営企業は、美術品（鳥取県立博物館の所蔵品及び第三者が所有する美術品を借用したもの）の輸送、館内の移動にかかる保険を付保する。</u></p>
60	2. (1)	(1) 施設賠償整備保険	(1) 施設賠償責任保険
60	2. (1) ③	<p>③ 付保条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。</li> <li>・保険期間：<u>運営開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。</u>なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合でも良い。</li> <li>・保険契約者：<u>事業者</u></li> <li>・被保険者：県、事業者、開館準備企業、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。</li> <li>・事業者、開館準備企業、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。</li> <li>・保険金額： 対人：1億円／1名、10億円／1事故以上 対物：2,000万円／1事故以上</li> </ul>	<p>③ 付保条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。</li> <li>・保険期間：<u>引渡予定日から事業契約の終了日までの全期間とする。</u>なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合でも良い。</li> <li>・保険契約者：<u>事業者又は維持管理・運営企業</u></li> <li>・被保険者：県、事業者、開館準備企業、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。</li> <li>・事業者、開館準備企業、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。</li> <li>・保険金額： 対人：1億円／1名、10億円／1事故以上 対物：2,000万円／1事故以上</li> </ul>
61	2. (2) ③	<p>③ 付保条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。</li> </ul>	<p>③ 付保条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険期間：<u>運営開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合も可能とする。</u></li> <li>・保険契約者：<u>事業者とする。</u></li> <li>・被保険者：県、事業者、開館準備企業、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。</li> <li>・事業者、開館準備企業、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。</li> <li>・保険金額： 対人：1億円／1名、10億円／1事故以上 対物：2,000万円／1事故以上</li> <li>・自己負担額：5万円／1事故以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険期間：<u>引渡予定日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合も可能とする。</u></li> <li>・保険契約者：<u>事業者又は維持管理・運営企業</u></li> <li>・被保険者：県、事業者、開館準備企業、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。</li> <li>・事業者、開館準備企業、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。</li> <li>・保険金額： 対人：1億円／1名、10億円／1事故以上 対物：2,000万円／1事故以上</li> <li>・自己負担額：5万円／1事故以下</li> </ul>
61	(3) 【新設】		<p>(3) 収蔵美術品に係る保険</p> <p>① 保険種別 <u>運送保険又は展示輸送一括オールリスク保険</u></p> <p>② 保険内容 <u>鳥取県立美術館の収蔵品の輸送時に、当該美術品輸送中の責任をすべて担保する。</u></p> <p>③ 付保条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保範囲：<u>②で示した鳥取県立美術館の収蔵品</u></li> <li>・保険期間：<u>開館準備業務に係る収蔵品等（美術作品、美術資料）の輸送時輸送時とする。</u> <u>収蔵品の輸送時輸送時とする。</u> <u>館外での移動美術館等の実施時には、展示輸送一括オールリスク保険とする。</u></li> <li>・保険契約者：<u>事業者又は維持管理・運営企業</u></li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>被保険者：県、事業者、開館準備企業、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。</u></li> <li>・<u>保険金額：保険金額で評価額全額を保障すること。</u></li> </ul> <p>④ <u>その他の条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>美術品輸送中の責任は、すべて美術品輸送の受託者が負うこと。</u></li> <li>・<u>保険契約完了後は速やかに保険証の写しを提出すること。</u></li> <li>・<u>開館準備業務に係る収蔵品の輸送時、館内外での普及事業（移動美術館等）の実施時には、輸送業務中について、学芸員を同乗させること。</u></li> <li>・<u>鳥取県立美術館の所蔵品の館内での展示作業等には付保を予定していない。</u></li> </ul>
61	(4) 【新設】		<p>(4) <u>借用作品資料に係る保険</u></p> <p>① <u>保険種別</u> 運送保険又は展示輸送一括オールリスク保険</p> <p>② <u>保険内容</u> <u>展覧会に要する他館等から借用した作品資料等に生じた損害を担保する。</u></p> <p>③ <u>付保条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>担保範囲：オールリスク補償（免責事由が別掲される場合もある）</u></li> <li>・<u>保険期間：壁から外したときから、壁に掛け戻すまで（いわゆる「wall to wall」あるいは「nail to nail」）</u> ※なお、収集作品資料等の輸送時（寄贈の場合）には、作品収集時から本施設の収蔵庫搬入時までとする。</li> <li>・<u>保険契約者：事業者又は維持管理・運営企業</u> <u>（展覧会の主催者によっては、実行委</u></li> </ul>

			<p style="text-align: center;"><u>員会等となることもある)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>被保険者：当該借用作品資料の所有者</u></li> <li>・ <u>保険金額：当該借用作品資料の評価額全額を保障すること。</u></li> </ul> <p>④ <u>その他の条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>展覧会の主催者、当該借用作品資料の所有者及び輸送業者の故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除き、これらの者に対して請求権を行使しないこと。</u></li> <li>・ <u>展示に向けた調査研究のため、事前に外部から作品資料等を借用する場合の輸送も対象とすること。</u></li> <li>・ <u>常設展示、企画展示に関する集荷返却（輸送）の実施時、収集作品資料等の輸送時（寄贈の場合）には、輸送業務中について、学芸員を同乗させること。</u></li> </ul>
61	(5) 【新設】		<p>(5) <u>館内外での普及事業の参加者を対象とする傷害保険</u></p> <p>① <u>保険種別</u> 傷害保険</p> <p>② <u>保険内容</u> <u>館外で行う事業、館内における工具等使用の事業において、事業参加中において、急激かつ偶然な外来の事故による参加者の傷害を担保する。</u></p> <p>③ <u>付保条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>担保範囲：館内外での普及事業に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、主催者の管理下にある間</u></li> <li>・ <u>保険期間：事業開催日にあわせて設定</u></li> <li>・ <u>保険契約者：事業者又は維持管理・運営企業</u></li> <li>・ <u>被保険者：事業参加者全員、または事業参加者の一</u></li> </ul>

			<p>部として事業に参加する団体もしくは複数の事業参加団体の事業参加者全員</p> <p>・保険金額：被保険者の方の年齢・収入等に照らして適切な金額</p> <p>④ その他の条件</p> <p>・現在、鳥取県立博物館で実施している館内外での普及事業の参加者を対象とする傷害保険と同等の条件で付保すること。</p>
--	--	--	---